

希望になるように
そこでの暮らしが



2011年3月11日、フクシマ原発事故。
この事故によって、多くの方々が住んで
いた街を遠く離れ、全国各地に避難され
ましたが、経済的精神的に大きな苦しさ
を押しつけられています。

現在、福島県内からの避難者を中心に、
東京電力や国に対する裁判が起こされ
ていますが、今回、九州地区でも避難者
が国と東電に慰謝料などを求める裁判
を起こすこととなります。

これは、福島県内からだけではなく、
関東など他県からの避難者からも声を
あげる機会にするものです。

原発事故で健康不安を抱える人。事故
からの避難の権利をきちんと認めても
らいたい人。国と東電はきちんと対応し
てほしいと願う人。

そういった声を、司法という場所から、
私たちと一緒に声をあげませんか？

福島原発事故
被害救済九州弁護団

フクシマ原発 被害救済裁判 原告募集中

〒810-0041

福岡市中央区大名2丁目10番29号福岡ようきビル2階
福岡第一法律事務所

Tel 092-721-1211

Fax 092-741-6638

Mail info@genpatsukyusai-kyushu.net

Web http://www.genpatsukyusai-kyushu.net

希望になるように
そこでの暮らしが



ただ安全を
探したいだけ

フクシマ
原発被害
救済裁判

Q & A



Q この訴訟では、どのような請求をするのですか？

A 福島第一原発事故後、九州や沖縄に避難された方々の損害の賠償を求める裁判です。避難者ごとに損害の種類や額は様々ですが、当弁護団では、客観的な損害(引越し費用や交通費等)と精神的な損害(慰謝料)を含め少なくとも1000万円を下らないと考えています。ただし、後述のように、提訴に要する初期負担を軽減するため、損害の一部として500万円の一部請求を行う予定です。それ以外の請求もご相談ください。



Q 裁判にかかる費用を教えてください。

A 裁判にかかる費用は、裁判所に納める印紙代、弁護士団に支払う着手金、実費、成功報酬があります。印紙代は請求額に応じて変わりますが、印紙代の負担を抑えるために一部請求として訴額を500万円とすることを考えています。その場合、一人2~3万円程度です。弁護士費用は、約3万円(同じ世帯の場合は上限は5万円)で、事件解決時の清算も可能とします。成功報酬は、その金額のうち1割程度を支払っていただくことになります。

Q 自分の名前をマスコミに出したりしなければなりませんか？

A 氏名等の個人情報については、裁判の手続き上、裁判所、国、東京電力には開示することになります。しかし、マスコミに対しては、ご了解が得られない限り、個人を特定しない形で情報を発信し、どこの出身の原告が何名いるという個人が特定されない形の開示はありえますし、事情に応じて、第三者の裁判記録の閲覧等を制限する手続きもあります。

Q 裁判はどのくらいの期間かかりますか？

A 裁判の期間は、印紙代の後払いの申立をするかどうか、争われる論点の内容や数、国や東電の対応などによっても変わります。ですが、当弁護団では、全国の他の訴訟との連携を図り、早期の解決を目指しています。



Q 私は関東から避難してきました。福島県からの避難者以外の方もこの裁判に参加できますか？

A 参加できます。当弁護団では、原則として、避難指示区域の内外、福島県の内外で原告になれるかどうかの区別をしていません。



Q 印紙代や着手金などの支払いができません。分割払いや援助してくれる方法はありますか？

A 印紙代や着手金、実費の支払いは、通常は原告申込みの際に支払っていただく必要があります。しかし、その支払いが困難な場合は、事情に応じて分割払いの対応を検討します。また、事情に応じて日本司法支援センターに申し込むことにより、これらの費用を立て替え払いしてもらおう制度や、裁判所に印紙代の後払いを認めてもらう制度の利用もできます。

Q 全国で損害賠償に関する集団訴訟はどのくらいありますか？

A 2014年6月現在、全国17の地方裁判所に18の訴訟があります。おおよそ約2300世帯原告数6918名。そのうち対象区域外41世帯98名。千葉50名、神奈川90名、北海道200名、山形400名、一番少ない地域で埼玉14名、概ね50~100名の原告団です。そのうち、福島県外からの避難者が原告となった例は、関西220名のうち34名です。これらのうち、まだ判決に至ったものはなく、ようやく実質的な議論に入ったところです。